(介護老人保健施設・介護医療院) 開設許可の更新申請にあたって

介護老人保健施設・介護医療院の開設許可の更新手続きにおける 「みなし指定」の取扱いについて

介護保険法第72条及び第115条の11の規定に基づき、介護老人保健施設・介護医療院(以下、介護老人保健施設等と言う)の開設許可に伴い、居宅サービスに係る指定があったものとみなされる(以下「みなし指定」という。)「(介護予防)通所リハビリテーション」及び「(介護予防)短期入所療養介護」については、介護老人保健施設等の許可の更新の都度、新たに「みなし指定」がかかるため、更新の手続きは必要ありません。

しかしながら、介護保険サービスの適正な提供を確認する必要があることから、介護老人保健施設等で「みなし指定」により「(介護予防)通所リハビリテーション」「(介護予防)短期入所療養介護」を行っている場合は、介護老人保健施設等の開設許可の<u>更新申請の書類作成に際し、次の点にご留意ください。</u>

●【(介護予防)通所リハビリテーション】

本体の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

追加提出が必要な書類	留意点
①従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表「様式第3号(その3)」	申請日の属する前月分実績で作成する
②従業者の資格を証する書類	基準上で資格要件のある者に限る
③介護給付費算定に係る体制等届出書「様式第13号(その2)」	加算等の内容が変更されている場合は、別途、 変更する届出が必要です

●【(介護予防) 短期入所療養介護】

次の添付書類の記入方法に留意してください。

添付書類	留意点
・入所者数算出書(前年度の平均値)	本体施設の入所者に加え、(介護予防) 短期入所
「様式第7号(その2)」	療養介護の利用者数を含めた人数で作成する

※みなし指定のかかる「(介護予防) 通所リハビリテーション」及び「(介護予防) 短期入所療養介護」については、介護老人保健施設等の開設許可の更新申請の機会に変更届の提出状況を確認し、未提出のものがあれば、併せて提出してください。

※みなし指定のサービスを実施しない場合は「指定を不要とする旨の申出書」を提出してください。